

議第1号

茨城県議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり茨城県議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和8年2月26日

茨城県議会議長 館 静 馬 殿

提出者 茨城県議会議会運営委員会委員長 飯 田 智 男

茨城県議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

茨城県議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成 13 年茨城県条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「1,010,000 円」を「1,100,000 円」に、同条第 2 号中「900,000 円」を「980,000 円」に、同条第 3 号中「850,000 円」を「900,000 円」に改める。

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。